

1 こういうことでお困りではありませんか？

例えば・・・

- ・ 銀行で自分の貯金が引き出せないといわれた。
- ・ 不動産を売ろうと思ったのに、仲介業者に取り扱えないと言われた。
- ・ 保険金が出ることになったのに、支払いができないと言われた。
- ・ 身内が亡くなって遺産分割をしようとしたが、できないといわれた。

2 どうしてうまく進められないのでしょうか？

いま挙げたような例でご本人がしようとしたことは、法律的な言い方をすると『法律行為』と言われます。法律行為は、自分でしたことがどういうことで、それがどういう結果になるか、それをするによって自分にどういう損や得になるかをきちんと判断できる能力（『判断能力』と言います。）があって初めてできるものです。

この法律行為というのは、なにも遺産分割や高額な財産を売り買いする等という特別なことばかりではなく、例えば店に行って物を買う、家を借りて家賃を払う、お金を借りたり、貸したり、返したりするというような日常生活のなかでよく出てくるようなことも含まれます。

認知症や脳の障害などによって、判断能力が低下するとこれらの行為をするうえで大きな支障が生じることがあります。

3 そういうときにはどうしたらいいですか？

上に挙げたようなことができないとなると、ほとんど生きてはいけなくらい大変なことです。実際の生活では、奥さんが代わりにお金をおろしに行く、お子さんが手伝ってあげて契約をするなどして、対応していた例がほとんどでしたが、遺産分割、不動産の売買、保険金の受領などは、大きなお金が動くことや手続きが厳格であること等で、ただ誰かが代わりにしてあげるというわけにはいきません。

そこで登場するのが「成年後見制度に基づいて、後見人等を選任して、その人が本人を代理する。」という方法です。

4 成年後見制度って？

成年後見制度とは、今まで述べたように判断能力がなくなったり、弱くなった人が、自分で自分の財産を管理したり、契約をしたりすることが難しくなった場合、そ

の人に代わって財産を管理したり、契約をしたりする人を家庭裁判所が選び、選ばれた人が本人の支援をするという制度です。

この制度は家庭裁判所が、判断能力の弱くなっている人を探して勝手に選ぶわけではなく、本人の親族などが家庭裁判所に後見開始等の申立てをし、この申立てを家庭裁判所が、本当に後見人等を選ぶ必要があるのか、だれを後見人等を選ぶのがよいのかを審理します。選ばれた後見人は、家庭裁判所が後見人を選んだ時に、これは本人のためにやっていいと認めた権限（本人の代わりに法律行為をしてあげる権限や本人がやった法律行為ではあるけれど、本人に不利な契約だった場合、それを取り消す権限）を本人が本当ならどうしたかったのかを考え、本人のためになるようにこれらを使って、本人がよりよく生活できるように支援します。

後見人は家庭裁判所が選んだのですから、選んだ後も後見人等がきちんとその仕事を行っているかを定期的にチェックします。

※ なお、成年後見制度では、判断能力がどの程度残っているかによって、後見・保佐・補助と3つの段階に分かれて、自分でできることと、誰かに代わってやってもらわなければならないことが変わってくるのですが、今後これらをまとめて「後見」「後見人」と呼ぶことにします。

5 後見人はどんな人になるの？

原則、後見人になるためには、特別な資格がいるわけではありません。

選任される後見人は、まず大きく分けて「親族」と「他人」に分かれます。

本人に身近で、より本人のことが分かっている親族の方が後見人に選任されるのが理想と言えますが、そもそも親族がいないか遠方にお住まいで後見人になれない、親族間に争いがあって、だれが後見人になっても不満が出るという場合は、本人や親族とはまったく関係ない人が後見人に選任されます。これを「第三者後見人」といいます。

第三者後見人をさらに分けると「市民後見人」と「職業後見人」に分けることができます。

市民後見人は自治体が主催する研修を受講して成年後見制度に関する十分な基礎知識を身に付けた人が選任されるものです。主に身寄りがなく、複雑困難な後見事務が想定されていない場合に活用されています。

これに対して職業後見人は、親族を後見人に選任できない場合のほか、その専門知識を有し、それを活かして後見事務を行う必要がある場合に多く選任されています。弁護士、司法書士、社会福祉士、税理士のような専門家の方が選任されます。

いまあげたような後見人はいずれも個人が後見人に選任されますが、法人（複数の人で作った団体）も後見人になることができます。

これを「法人後見人」と言います。

6 法人後見って個人がやるのとなにがちがうの？

後見人になる場合と法人が後見人になる場合での大きな違いは、法人後見の場合、本人が亡くなるか回復するまで続く、比較的長期間続く後見事務の場合、個人である後見人が本人の後見が終了するより先に亡くなったり、後見事務ができなくなるという事が起こり得ますが（現実にはそういうことが起きた場合は、新たな後見人を選任する手続きが必要です）、法人の場合はこの心配がありません。

また個人の場合、その活動と専門的な事務処理については一定の限界がありますが、法人の場合はその構成員に複数人の多様な専門家を揃えることにより、あらゆる事務に対応する準備を整えることができます。